100390.099	－－ その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1003.90号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号100390.019の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																						
10.05	とうもろこし																									
1005.90	その他のもの																									
	2 その他のもの																									
	－ 関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定の適用を受けないもの																									
	－－ 輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの																									
100590.091	－－－ コーンスターチの製造に使用するもの		Xq2																							
100590.095	－－－ 政令で定めるところにより飼料用に供するもの		Xq2																							
100590.092	－－－ コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの		Xq2																							
100590.099	－－ その他のもの		X	S																						